**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十一年十月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

島根県浜田市港町二二一番地三

特定非営利活動法人福祉とまちづくりネットワーク

清算人　唐澤　俊彦

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十一年十月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

島根県浜田市港町二二一番地三

特定非営利活動法人協働の杜ワークスはまだ

清算人　和田　康雄

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十一年九月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

岩手県北上市和賀町山口二二地割四九番地一

農事組合法人山口牧野協同組合

代表清算人　小原　幸毅

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十一年八月二十六日開催の社員総会の決議により同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

宮城県仙台市若林区六丁目字南九七―三

特定非営利活動法人ｙｕｉ

清算人　川村　大進

**解散公告（第二回）**

当土地改良区は、平成二十一年三月三十日開催の通常総代会の決議により解散し、平成二十一年八月十八日付福島県知事の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

福島県郡山市湖南町中野字諏訪前二四〇三

清算法人月形中野土地改良区

代表清算人　**来**名　忠良

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十一年九月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

埼玉県川口市青木一丁目一八番一五号

医療法人柏青会

清算人　諫山　秀一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十一年九月一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

福井県福井市飯塚町第三〇号二二番地

特定非営利活動法人北陸福祉事業支援機構

清算人　濱田　嘉明

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十一年九月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

岐阜県岐阜市明徳町一〇番地

特定非営利活動法人キャリア開発センター

清算人　横山　好美

**公益信託山田徳郎奨学基金第二十一期決算公告**

一、事業概要

岡谷市に居住し、長野県内の高等学校に在学する奨学生九名に対し、総額一三五万円の給付を行った。

二、財産目録（平成二十一年三月三十一日現在）

資産合計　三九、二一三、六二五円

負債合計　〇円

正味信託財産　三九、二一三、六二五円

平成二十一年十月二十六日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託山田徳郎奨学基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

**配当公告**

札幌市西区発寒十二条十三丁目一番一号

破産者　丸吉鐵工株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十一年（フ）第七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一、二四〇、一六六、九八五円

一、配当をすることができる金額

金六七五、〇九七、三八二円

平成二十一年十月二十六日

札幌市中央区南一条西十丁目四番地

破産管財人弁護士　坂本　泰朗

**配当公告**

神奈川県横浜市中区若葉町二丁目三一番地

破産者　株式会社ビクトリヤ

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十年（フ）第二八五四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金一、九七一、八八〇円

一般債権　金四六二、七六二、二四六円

一、配当することのできる金額

優先債権　金一、九七一、八八〇円

一般債権　金四四、〇六八、〇三七円

平成二十一年十月二十六日

神奈川県横浜市中区尾上町一―四―一関内STビル五階　破産管財人　内嶋　順一

**配当公告**

長崎県佐世保市卸本町二七番三号

破産者　千日電設株式会社

右の者に対する長崎地方裁判所佐世保支部平成十九年（フ）第三九五号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、五九六、七八三、三五二円

（内優先的破産債権　金四、八二一、七六四円）

一、配当することのできる金額

金八二、五八〇、六四三円

（内優先的破産債権　金四、八二一、七六四円）

平成二十一年十月二十六日

長崎県佐世保市元町二番一〇号ル・モントジョリ八〇二号　破産管財人　徳勝　仁

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

平成二十一年十月二十六日

東京都北区田端新町二丁目七番一五号

（甲）東京インキ株式会社

代表取締役社長　大橋　淳男

東京都北区田端新町二丁目七番三号

（乙）トーインエンタープライズ株式会社

代表取締役社長　谷橋　勝一

**第36期決算公告**　平成21年10月26日

東京都北区田端新町二丁目７番３号

**トーインエンタープライズ株式会社**

代表取締役社長　谷橋　勝一

**貸借対照表の要旨**（平成21年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資の部 | 流動資産 | 109,766,542 |
| | 固定資産 | 1 |
| | 合計 | 109,766,543 |
| 純資産の部負債及び | 流動負債 | 70,000 |
| | 株主資本金 | 109,696,543 |
| | 資本剰余金 | 10,000,000 |
| | 利益剰余金 | 99,696,543 |
| | その他利益剰余金 | 99,696,543 |
| | （うち当期純利益） | (1,680,736) |
| | 合計 | 109,766,543 |

**第39期決算公告**　平成21年９月28日

東京都日野市旭が丘三丁目２番28号

**株式会社アサカ**

代表取締役　森下　公太

**貸借対照表の要旨**（平成21年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の部 | 流動資産 | 1,414,127 |
| | 固定資産 | 468,629 |
| | 資産合計 | 1,882,757 |
| 純資産の部負債及び | 流動負債 | 552,619 |
| | 固定負債 | 577,760 |
| | 株主資本 | 752,377 |
| | 資本金 | 480,000 |
| | 資本剰余金 | 290,614 |
| | 利益準備金 | 90,500 |
| | その他利益剰余金 | 200,114 |
| | （うち当期純利益） | (7,243) |
| | 自己株式 | △18,237 |
| | 負債・純資産合計 | 1,882,757 |